本関係等において密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が、太陽光発電設備を用いて電気を発電する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を特に長期的かつ安定的に実施することが見込まれる者（以下「長期安定適格太陽光発電事業者」という。）として経済産業大臣の認定を受けている者である場合を除く。）

(1)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

(2)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は当該申請者の密接関係者が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものであって、前条に規定する要件に該当するものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合

二　（略）

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一～六　（略）

七　次のイからホまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合　ロ(1)から(3)まで（次号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ・ホ　（略）

八　説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合における前号の規定の適用については、同号イ(2)、ロ(2)、ニ(1)及びホ中「申請の日の三月前」とあるのは、「申請」とする。

3・4　（略）

（長期安定適格太陽光発電事業者の認定）

第四条の二の四　長期安定適格太陽光発電事業者の認定（以下この条において「適格認定」という。）の申請は、様式第二の三による申請書を提出して行わなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、申請者を密接関係者とする者が第一号及び第四号に適合するものであると認めるときは、その適格認定をするものとする。

一　再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

二　太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力、経験及び管理に係る体制を有すること。

三　太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第十三条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの

し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合（ロに掲げる場合を除く。）

（新設）

二　（略）

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一～六　（略）

七　次のイからホまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合　ロ(1)から(3)までに定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ・ホ　（略）

（新設）

3・4　（略）

（新設）